

研究区分	教員特別研究推進 地域振興
------	---------------

研究テーマ	8時間働けば普通に暮らせる社会の実現に向けて				
研究組織	代表者	所属・職名	短期大学部・准教授	氏名	中澤 秀一
	研究分担者	所属・職名		氏名	
		所属・職名		氏名	
		所属・職名		氏名	
	発表者	所属・職名	短期大学部・准教授	氏名	中澤 秀一

講演題目
ディーセントな働き方とは—ほどほどの労働時間で普通の暮らし
研究の目的、成果及び今後の展望
<p>コロナ禍に対する緊急事態宣言により、生活困窮者が急増した。生活困窮に陥る要因は、生活に“溜め”がつくれないからである。フルタイム（それもダブルワークやトリプルワークによって）なんかギリギリの生活が維持できているだけであって、休業して賃金の支払いが滞るとたちまち生活困窮に陥ってしまう、子どもの学校が休校になると仕事を休まざると得なくなってしまう等、われわれの労働や生活における脆弱性がコロナ禍によって炙り出された。どうすれば、このような事態に陥らずに済んだのだろうか。このような問題意識に基づいて、本研究は「持続可能な開発目標（SDGs）」でめざされている誰一人取り残さない社会の実現の条件を、賃金、社会保障、労働時間の観点から考察し、持続可能な社会を展望することを目的にしている。</p> <p>SDGs のなかのゴール 8 は「DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH」であり、「働きがいも経済成長も」の訳がなされているが、ここでいうところのディーセントな仕事とは、いかなる仕事なのだろうか。第一に、稼得した賃金で食べられる（＝普通に生活できる）ことが重要である。研究代表者は、全国 24 都道府県で最低生計費調査を行い、ひとり暮らしの若者が普通に暮らすために必要な金額を試算している。21年に実施された大分調査では男性=月額 258,814 円、女性=月額 264,085 円が、大阪調査では男性=月額 244,951 円、女性=月額 242,110 円（いずれも税・社会保険料込み）であった。これを時給に換算するといくらになるのか。現在、最低賃金を決める最低賃金審議会では 173.8 時間を 1 ヶ月の労働時間として換算を行っている。しかし、この換算には大きな問題点があり、到底人間らしい暮らしにはならない。なぜならば、月の労働時間が 173.8 時間とは、1 日 8 時間、週 40 時間の労働時間を、1 年間ずっと続けることであるからである。つまり、お正月もお盆もゴールデンウィークもない、働き詰め状態である。もっと人間らしい労働時間で換算しなければならない。政府は年間 1800 労働時間を政策目標に掲げていた。人間らしい月の労働時間=150 時間で先の必要生計費を換算すれば、時給 1600～1700 円程度になる。つまり、人間らしい労働時間と普通の暮らしができる所得を同時に達成するには、時給 1600～1700 円程度までに最低賃金を引き揚げなければならないのである。</p> <p>さらに、子育て費用は賃金のみにまかぬのではなく、賃金と社会保障との組み合わせで成り立たせる観点も重要である。子どもの教育費、住宅費、老後の備え、これらは人生における 3 大費用と呼ばれるが、これらをできるだけ公的な負担にまかぬこともディーセントな働きを実現するためには、必要である。</p>